

令和7年度

消費者行政の概要

奈良県 地域創造部 県民くらし課

近年、悪質商法や特殊詐欺の手口は、一層、巧妙で複雑なものが増え、高齢者を中心に特殊詐欺等の被害が増加するとともに、その他の年齢層にもその被害は広まっており、また、デジタル化の進展等によるインターネット関連のトラブルも複雑・多様化するなど、消費者を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。

さらに、令和4年4月の民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、消費者被害の低年齢化や若年者の消費者被害の増加も懸念されています。

こうした背景を踏まえ、県では市町村と連携し、県消費生活センターを中核として複雑・多様化する消費生活相談に的確に対応できるよう、相談体制の確保や消費生活相談員の資質向上をはじめ、関係機関・団体との連携を通じて消費者被害の未然防止や拡大防止、救済に取り組んでいます。

引き続き、安全で安心して暮らせる豊かな社会の実現をめざして、消費者の視点に立った取組を推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

奈良県知事 山下 真

目 次

<u>I. 令和7年度 奈良県消費者行政の推進方針</u>	1
<u>II. 令和7年度 奈良県消費者行政施策の体系</u>	9
<u>III. 令和7年度体系別事業計画及び令和6年度実績一覧</u>	11
<u>IV. 消費生活センターにおける消費生活相談の概要（令和6年度）</u>	35

I . 令和7年度 奈良県消費者行政の推進方針

I. 令和7年度 奈良県消費者行政の推進方針

近年、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報・通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など、大きく変化してきています。また、最近では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して事業者への意見等を広く発信する消費者も現れてきている一方で、商品・サービスの多様化・複雑化を背景に、依然として、消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在しています。高齢者・障害者等の社会的弱者を狙った悪質商法などによる消費者被害は後を絶たず、県民の消費生活の安定・向上を確保するためには消費者政策の更なる推進が必要となっています。

このような中、消費者庁では、消費者基本法の基本理念にのっとり、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とする「消費者基本計画（第5期）」（令和7年3月18日閣議決定）を策定し、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策の計画的・一体的な推進に取り組んでいるところです。

県においても、平成28年3月に、自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、県が目指すべき方向性を定め、市町村や学校、消費者団体、事業者など、様々な消費者教育の担い手と連携・協働しながら消費者教育を総合的、体系的に推進するための指針として「奈良県消費者教育推進計画」を策定し、平成30年度に改定を行いました。

また、今後も消費者行政の展開として、国、市町村や他機関と更なる連携の強化を図り、県民のより安全で豊かな消費生活を実現するため、「1. 消費者行政の総合調整」「2. 消費生活相談等の充実」「3. 消費生活の安全の確保」「4. 適正な消費者取引の確保」「5. 消費者の自立支援」を主要な柱として以下の施策を積極的に推進します。

1. 消費者行政の総合調整

消費者行政を円滑に推進するため、「奈良県消費生活審議会」の運営のほか、国・市町村・庁内関係部局等との各種会議を開催し、施策の総合的な連絡調整を図るとともに、消費生活に関する情報や意見を収集し、施策への反映に努めます。

(1) 総合調整

- ① 消費生活の安定及び向上に関する施策の基本的事項、その他施策の実施に関し、重要な事項を調査・審議するため、奈良県消費生活審議会の適正な運営を図ります。
- ② 事業者も含めた県民に対し「奈良県消費生活条例（昭和49年12月奈良県条例第17号）」の基本的な考え方や内容について広報し、「消費者の意識向上」「事業者の法令遵守意識向上」「条例の実効性確保」「規制内容の周知」を図るとともに、条例違反の事業者に対しては適正な法執行を行います。

(2) 関係機関等との連携

- ① 国及び近畿各府県との連携を密にして情報交換等を行い、消費者行政を効果的に推進します。
- ② 「市町村消費者行政担当課長会議」等を開催して、県と市町村の連携を図り、消費者行政を総合的に推進します。
- ③ 県の消費者行政の概要を体系的にまとめ、県関係課、市町村等と協力・連携し、消費者行政施策を円滑に展開します。

- ④ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防止するため、福祉関係者や医療関係者、警察や消費者団体、民間事業者、自治会など、地域で見守る多様な団体と連携・協力して消費生活相談へつなぐ消費者安全確保地域協議会（奈良県見守りネットワーク）において、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組みます。
- ⑤ 市町村における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設立に向け支援します。
- ⑥ 「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく各種施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「奈良県食品安全・安心推進本部」の下、関係部局・課等の相互の連携を強化します。
- ⑦ 近畿財務局や弁護士会、県警察等関係機関と連携し、多重債務者問題対策や高齢消費者・障害消費者の被害の防止に取り組みます。
- ⑧ 「市町村消費者行政活性化助成事業交付金」を活用することにより、市町村が行う消費者行政活性化事業の取組を支援します。

(3) 消費者意向の反映

- ① 消費者の消費動向についての意識や消費者行政に対する意見を把握し、その施策の反映に努めます。
- ② 食品関係事業者と消費者代表等で構成する「奈良県食品安全・安心懇話会」において意見交換を行い、食品の安全性の確保に関する施策に消費者の意見を反映します。
- ③ 食の安全に関し、コミュニケーションの推進を図り、消費者への情報提供の充実を促進します。

2. 消費生活相談等の充実

国際化、情報化及び規制緩和が進展し、取引形態の多様化・複雑化あるいは悪質商法の更なる巧妙化により、消費者トラブルが深刻化しているため、これら消費生活に関する苦情や相談の迅速かつ適切な対応など、体制の充実を図ります。

また、食と生活の安全に関する相談体制を整備します。

(1) 苦情・相談対応体制の整備

- ① 独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活相談窓口を結ぶ全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）を活用して全国の消費生活情報を共有することにより、相談業務の円滑化を推進します。
- ② 市町村と県との連携を図り、県消費生活条例に基づいた消費者行政の体制整備を行います。
- ③ 県消費生活センター及び同中南和相談所に消費生活相談員を配置するとともに、弁護士を消費生活苦情処理専門員に委嘱し、法律上の助言を得るなど消費者からの消費生活に関する相談や苦情を迅速かつ適切に処理します。
- ④ 商品やサービスの購入等、消費生活全般についての相談事業を行うとともに、苦情処理に係る商品テストを実施し、消費者からの相談の解決を図ります。また、市町村を含む県内の消費生活相談員の資質向上を図るため、定期的に事例研究会等の研修を開催します。
- ⑤ 各保健所に、食の安全相談窓口を開設し、消費生活センターとともに、食の安全性

に関する消費者からの相談に応じます。

- ⑥ 市町村の消費生活相談窓口を支援するとともに、消費者教育を推進するため、県消費生活センターに総合的市町村窓口支援プロデューサー及び消費者教育コーディネーターを配置します。
- ⑦ 悪質事業者を抑制し、取引の適正化と消費者利益の保護のため、特定商取引法等に係る厳正な法執行を実施するために、県民くらし課に事業者専門指導員を配置します。
- ⑧ 法執行情報や消費生活相談情報等を総合的に活用し、消費者トラブルを的確に解決するために、消費生活センターに、消費者トラブル解決支援指導員を配置します。
- ⑨ 県内商工業者が抱える法律上・税務上の諸問題、経営の改善、特許、その他経営上の諸問題について商工会等に無料相談所を開設し、顧問弁護士、税理士、中小企業診断士、その他の専門の相談員が相談・指導に当たり問題解決を図ります。
- ⑩ 多重債務のため深刻な生活困窮状態に陥っている方に対して債務整理や生活再建のための支援を行います。
- ⑪ 運営適正化委員会を奈良県社会福祉協議会に設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することにより、福祉サービスを適切かつ安心して利用できるようにします。
- ⑫ 医療に関する患者等の苦情や相談等に迅速に対応し、医療機関への情報提供等により、関係機関と連携し医療の安全と信頼を高めます。
- ⑬ 夜間、休日等に小児救急に関する保護者等の電話相談に看護師（必要に応じて小児科医）が対応し、医療機関への不要な受診を抑制するとともに、患者の家族に対して安心感を与えるための施策を行います。
- ⑭ 24時間体制で、医師や看護師が救急患者の医療相談に応じ、また、オペレーターが医療機関を案内することにより、真に急ぐべき患者が受診を控えることのないよう誘導するとともに、不要な救急車の要請を抑制、適正な救急医療の確保を推進します。
- ⑮ 住宅に関する相談窓口の設置により、県、市町村が連携した住まいに関する総合的な相談体制の構築を図ります。
- ⑯ マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士が管理組合の運営やマンションの修繕、日常生活に関わるトラブルとその対処などの無料相談を関連団体（NPO法人を含む。）と共催により実施します。
- ⑰ 特定商取引等に係る消費生活侵害事犯に関する相談業務を行います。

(2) 消費者被害の救済

- ① 消費者からの苦情・相談のうち、解決が著しく困難であると認められる苦情・相談について、あっせん又は調停を行います。
- ② 消費者が商品又はサービス等の取引によって受けた被害に関して事業者を相手に訴訟を提起する場合に、訴訟費用の貸付けを行います。

3. 消費生活の安全の確保

消費者に提供される食品その他の商品やサービスについては、安全性の確保が不可欠であることから、食品衛生法等の個別法に基づく検査、指導及び取締り等を実施するほか、消費生活用製品安全法に基づき、製品事故等の危険情報等の収集に努めます。

(1) 指導・取締り

- ① 奈良県の食品衛生の監視指導については、「奈良県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品による危害の発生の未然防止と食品等の衛生確保を図るため、県内3保健所に、食品衛生監視員を配置し、衛生管理の徹底及び監視指導の強化を行います。
- ② 特定商取引法等に基づく行政処分等の法執行を強化するため、県民くらし課に事業者専門指導員を配置します。
- ③ 農薬取扱業者、農業者等農薬使用者に対する研修指導等を行い、農薬による危害防止、適正な保管管理、安全使用を徹底し、安全な農産物の安定生産を図ります。
- ④ 不良、不正医薬品の市場からの排除はもとより、安全で有効な医薬品等の流通を図り、県民生活の安全確保を充実させます。
- ⑤ 麻薬等が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによって生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その製造、譲渡、譲受、所持、施用等に関し必要な取締り及び指導を行います。
- ⑥ 毒物及び劇物取締法に基づく製造業、販売業の登録等の事業を行うとともに、毒物劇物の適正な取扱等について啓発することにより、毒物劇物による保健衛生上の危害発生を未然に防止します。
- ⑦ 貸金業者に対し、登録の徹底を図り、立入検査等を行い、事業者の適正な業務運営について指導します。
- ⑧ 危険性の高い消費生活用製品（特定製品）・特定保守製品の販売店への調査を実施し、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ります。
- ⑨ 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び電気工事による災害を防止し、公共の安全を図ります。
- ⑩ LPガスの保安業務におけるマニュアルの作成及び講習会を実施し、県内のLPガス販売事業者の法令遵守の徹底と関連事故の予防・保全を図ります。
- ⑪ 日常生活で用いられる製品の安全及び適正な販売を確保するため、電気用品、ガス用品及び液化石油ガス器具等の販売店へ立入検査を行います。
- ⑫ 危険物取扱者及び消防設備士に対する法定講習を行い、危険物等に係る災害を防止します。
- ⑬ 悪質な消費生活侵害事犯等の取締りを推進します。

(2) 試験・検査及び調査

- ① 消費者に安全性の高い食品を供給するため、食品中に含まれる食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、食中毒原因菌及び遺伝子組換え食品等の試験検査を実施します。
- ② 奈良県食肉センターに搬入される牛、豚、馬、めん羊及び山羊について、と畜場法等に基づき「と畜検査」及び「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査」を実施し、食肉の安全と県民の安心を確保します。
- ③ いわゆる健康食品の買上げ検査や県民への啓発により、未承認医薬品等による健康被害を防止します。
- ④ 食品衛生法等に基づく残留農薬、食品添加物など各種検査を実施します。
- ⑤ 生活環境の保全を図る一環として、空気や水に含まれる環境汚染物質等の測定を実施します。

- ⑥ 感染症、食品衛生、環境衛生等の予防対策の一環として微生物及び理化学試験検査を実施します。
- ⑦ 企業からの依頼に基づき、工業製品等の試験・分析を行います。

4. 適正な消費者取引の確保

消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化し、消費者と事業者の情報量や交渉力の格差が拡大している中で、消費者が適正に食品その他の商品を選択し、取引ができるよう、消費者に対する情報提供や事業者の勧誘行為の適正化を図るとともに、生活関連物資の供給の安定化を推進します。

(1) 表示・規格・計量の適正化

- ① 不当景品類及び不当表示防止法を適正に運用することにより、商品や役務等の取引に関する不当表示等による顧客誘引を防止します。
- ② 事業者団体が自主商品に関する表示方法や景品提供の方法について定める（＝自主基準の設定）ことにより、消費者の適正な選択を確保し、また、事業者間の公正な競争の促進を図ります。
- ③ 家庭用品品質表示法で指定された品目で表示事項を表示していなかったり、表示の標準を守らない事業者などに対する指示、また、その状況に応じて立入検査を実施し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ります。
- ④ 食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進するため、食品表示の状況を日常的にモニターし県に報告する食品表示サポーターを公募により 40 名程度選任し、不適正表示に対する監視及び指導の強化を図ります。また、食品表示 110 番を設置・運営し、疑義情報を収集します。
- ⑤ 取引・証明に使用する特定計量器（質量計）について定期検査（使用中検査）を行います。
- ⑥ 燃料油及びLPガスの取引における適正計量を確保するため、積算体積計の検定期限を遵守するよう事業者へ指導します。
- ⑦ タクシーメーターの装置検査期限を遵守するよう、事業者へ指導します。
- ⑧ 計量行政の適正な執行のため、都道府県計量行政協議会等を通じて、国及び都道府県等との情報交換を図ります。

(2) 契約の適正化

- ① 特定商取引に関する法律、割賦販売法及び奈良県消費生活条例等の法令を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図ります。
- ② 宅地建物取引業者等の免許・登録及び指導監督を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保し、宅地建物の購入者等の保護と流通の円滑化を図ります。
- ③ 旅行業等を営む者について登録制度を実施することにより、業務の適正な運営を確保し、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図ります。

(3) 流通の円滑化

- ① 物価の高騰による社会的影響が懸念される場合や災害の発生等による生活関連物資

の需給・ひっ迫等、不測の事態が発生した際は、関係機関と連携し、小売店舗への価格調査を実施し、不合理な価格形成を未然に防止します。また、緊急時に即時に国・市町村と連携できる体制を整えるため、通常時においては国等による消費・物価動向情報の把握を行います。

- ② 食と農の連携強化や経営基盤の強化を通じた食品産業の体質強化、食品流通の効率化・活性化の推進に向け、関係機関との調整を図るとともに、情報収集、発信の強化を図ります。
- ③ 消費者物価指数その他の物価に関する基礎資料を得るため、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金（価格調査）及び家賃（家賃調査）を、全国的な規模で小売店舗、サービスを提供する事業所等から毎月調査する小売物価統計調査を実施します。
- ④ 個人消費の動向の計測や地域的差異を解明し、国の経済政策や社会政策立案の基礎資料を得るため、全国の世帯を対象に国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにする家計調査を実施します。
- ⑤ 公衆浴場料金について、料金改定の際は経営実態調査の実施及び奈良県公衆浴場入浴料金協議会を開催して、適正な統制額を指定します。

5. 消費者の自立支援

消費者の選択の自由が拡大し、環境や安全に対する関心が高まるなど、消費者のニーズは多様化する一方で、自己責任に基づいて主体的・合理的に行動できるよう「消費者の自立」が求められています。また令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、消費者被害の拡大が懸念されることから、消費者被害拡大防止のための環境整備や支援を充実・強化します。

(1) 消費者教育・啓発、情報提供

- ① 消費者が自ら確かな知識と判断力を身につけ、情報を正しく理解し、安心して適切な行動ができるための教育や情報の提供を行います。
- ② 消費者の自立を支援するため、消費者のライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するなどの施策の企画・立案を行います。
- ③ 県独自で作成した高齢者向け啓発資料や中学校教員と協同で作成した中学生用ワークブック、消費者教育・啓発映像教材、県消費生活センターのウェブサイトなど様々な媒体を活用して、消費者啓発を推進します。
- ④ 県内各地で「消費生活パネル展」を開催し、県民の消費生活に関する問題についての理解と認識を深めます。
- ⑤ 消費者の様々な要望に応じ、県消費生活センターに来所できない消費者や児童・生徒・学生のために、地域や学校に出向いて行う「移動講座」を実施し、幅広く消費者教育を推進します。
- ⑥ 消費者の安全・安心を確保し、地域の防犯力・防災力を高めるための啓発・情報提供を実施します。
- ⑦ 県の主要施策、行事、お知らせ情報等について広報誌、テレビ・新聞等の媒体を活用し、できる限り多くの県民の目に触れるような機会づくりを行います。

- ⑧ 県政情報を積極的に提供するとともに、県民との対話を促進することを目的に、職員が出向いて施策を説明する、「なら県政出前トーク」を実施します。
- ⑨ 薬物乱用がもたらす保健衛生上の危害及び社会的な弊害について正しい知識の普及啓発の促進及び規範意識の維持向上を図ることにより、薬物乱用を許さない県民意識の醸成を図ります。
- ⑩ 県民の保健衛生の維持向上を図るため、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を浸透させる啓発等を行います。
- ⑪ 食品ロス削減啓発イベントの開催、食品ロス削減に関する情報を集約したポータルサイトによる県民への情報提供等を通じて、食品ロスの削減を図ります。
- ⑫ 県内産農林畜水産物の安全性をPRするとともに県民の不安感を解消し、風評被害を回避するために、県試験研究機関等で生産した農林畜水産物についてサンプリングによる放射線検査を実施し、調査結果を公表します。
- ⑬ 県民が花と緑と自然に親しみ関心を高めるように、馬見丘陵公園で講習会及び展示会を開催することにより、園芸に関する一層の消費拡大を図ります。
- ⑭ 県民の健康増進や食の魅力向上につながるように、農業の研究で得られた成果や技術情報を、ウェブサイトや成果発表会、施設の一般公開等を通じて提供します。
- ⑮ 奈良県畜産農業協同組合が実施する大和畜産ブランドの地位確立のための事業費の一部を補助することにより、信頼されるおいしい畜産物の安定供給と、畜産農家の経営安定を図ります。
- ⑯ 県産材使用住宅への助成により、県産材の普及促進を図ります。
- ⑰ 食用きのこ栽培の講義や原木植菌の実習等を通じて、森林・林業・特用林産物への関心を高め、環境保全意識の啓発を図ります。
- ⑱ 県、特定行政庁及び関係団体等で組織する「なら建築物安全安心推進協議会」が、その活動の一環として、建築物の安全性の確保を図るための取組を行います。また、関係団体と行政が連携して、違反建築防止の街頭啓発を行い、安全な住宅を建てるため、安心な住宅を買うために必要な情報（適正な建築手続や重要事項説明書の説明等）について、県民に周知します。
- ⑲ 大規模地震の発生に備えて、人的被害を抑制するため、耐震診断及び耐震改修を希望する所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断及び耐震改修に係る経費の補助を行います。
- ⑳ マンションにおける良好な居住環境の確保を図るための情報提供を行うため、所有者及び管理組合に対し、関係市町及び関連団体（NPO法人を含む。）との共催によりセミナーを開催します。
- ㉑ 県民等が実施するセミナー・講習会等に、環境や省エネに関する専門家（環境アドバイザー・CO₂削減アドバイザー）を講師として派遣します。
- ㉒ 小学校では「社会科」「家庭科」「特別の教科 道徳」、中学校では「社会科（公民）」「技術・家庭科」、高等学校では「公民科」「家庭科」「商業科」において、適切な消費行動、消費者の権利や責任、消費者被害防止の啓発といった消費者教育を推進します。
- ㉓ 青少年がインターネット利用による犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、

重大事件に巻き込まれるなどのトラブルを防止するため、フィルタリングサービスやインターネット利用に関する家庭のルール作りの促進・啓発を図ります。

(2) 消費者団体等の活動推進

- ① 県民生活の安定と生活文化の向上を期するため、消費生活協同組合の適正な運営と健全な発展を図ります。
- ② 環境保全活動の先導的役割を担う「奈良県環境県民フォーラム」の活動を支援します。

(3) 生活設計の普及

- ① 県民の金融に関する消費者教育及び生活設計の普及啓発を図るため、「奈良県金融広報委員会」が実施する生活設計関連事業を積極的に支援します。
- ② 金融に関する講演会を開催し、金融に関する知識の普及に努めます。

(4) 省エネ・節電等の推進

- ① 県内で排出される二酸化炭素の削減を積極的に働きかけるため、地球温暖化防止活動を推進していく地域のリーダーとなる「奈良県ストップ温暖化推進員」を養成します。

Ⅱ. 令和7年度

奈良県消費者行政施策の体系

Ⅱ. 令和7年度 奈良県消費者行政施策の体系

消費生活の安定と向上

1 消費者行政の総合調整

- (1) 総合調整 (県民暮らし課)
- (2) 関係機関等との連携 (県民暮らし課、消費生活センター、薬務・衛生課)
- (3) 消費者意向の反映 (県民暮らし課、薬務・衛生課)

2 消費生活相談等の充実

- (1) 苦情・相談対応体制の整備
(消費生活センター、県民暮らし課、各保健所、経営支援課、地域福祉課、地域医療連携課、住宅課、県警生活環境課)
- (2) 消費者被害の救済 (県民暮らし課)

3 消費生活の安全の確保

- (1) 指導・取締り
(薬務・衛生課、各保健所、県民暮らし課、消費生活センター、農業水産振興課、経営支援課、消防救急課、県警生活環境課)
- (2) 試験・検査及び調査
(薬務・衛生課、食品衛生検査所、保健研究センター、景観・環境総合センター、産業振興総合センター)

4 適正な消費者取引の確保

- (1) 表示・規格・計量の適正化
(県民暮らし課、経営支援課、薬務・衛生課、産業振興総合センター)
- (2) 契約の適正化
(県民暮らし課、建築安全課、観光戦略課)
- (3) 流通の円滑化
(経営支援課、豊かな食と農の振興課、政策推進課、薬務・衛生課)

5 消費者の自立支援

- (1) 消費者教育・啓発、情報提供
(消費生活センター、県民暮らし課、防災統括室、広報広聴課、薬務・衛生課、豊かな食と農の振興課、中和公園事務所、農業研究開発センター、畜産課、県産材利用推進課、建築安全課、住宅課、脱炭素・水素社会推進課、高校教育課、義務教育課、教育振興課)
- (2) 消費者団体等の活動推進 (県民暮らし課、水・大気環境課)
- (3) 生活設計の普及 (消費生活センター)
- (4) 省エネ・節電等の推進 (脱炭素・水素社会推進課)

Ⅲ. 令和7年度
体系別事業計画
及び令和6年度実績一覧

Ⅲ. 令和7年度体系別事業計画及び令和6年度実績一覧（令和7年4月1日時点）

1. 消費者行政の総合調整

(1) 総合調整

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
奈良県消費生活審議会及び部会の運営 (奈良県消費生活条例例)	消費生活の安定及び向上に関する施策の基本的事項、その他施策の実施に関し、重要な事項を調査・審議するため、消費生活審議会の適正な運営を図る。 また、消費者教育に関する施策の企画・立案を調査・審議するため、必要に応じて部会を設置し、適正な運営を図る。 【構成】消費者、事業者、学識経験者からなる委員及び専門委員 【R6年度実績】1回開催 (R7.3.11) 【R7年度予定】2回開催 (R7.10.9、R8.2)	571	608	県民暮らし課
消費生活条例普及推進事業	消費者、事業者といった県民に対し「条例」の基本的な考え方や内容について広報し、「消費者の意識向上」「事業者の法令遵守意識向上」「条例の実効性確保」「規制内容の周知」を図るとともに、条例違反の事業者には行政指導を行う。	—	—	県民暮らし課

(2) 関係機関等との連携

市町村との連絡調整 (消費者基本法、奈良県消費生活条例)	市町村との連携を密にし、消費者行政の円滑、効果的な推進を図る。 1. 市町村消費者行政担当課長会議の開催 【R6年度実績】(R6.9.3開催) 【R7年度予定】(R7.9.2開催) ・消費生活相談の状況等について ・特殊詐欺等被害の状況及び対策について ・見守りネットワークについて ・消費者行政強化交付金の活用について ・奈良県消費者基本計画の策定について 2. 市町村消費者行政担当職員研修会の開催 【R6年度実績】開催なし 【R7年度予定】必要に応じて開催を検討 3. 消費生活相談緊急情報等の提供 4. 相談事例等の情報収集	25	25	県民暮らし課
関係機関との連絡調整 (消費者基本法、奈良県消費生活条例)	消費者庁、厚生労働省、金融庁、経済産業省近畿経済産業局、農林水産省近畿農政局、公正取引委員会、近畿各府県、消費者団体、業界団体、県各部署等との連絡調整・会議	279	271	県民暮らし課
『消費者行政の概要』の作成	県の消費者行政の概要を体系的にまとめ、県関係課、市町村等と協力・連携し、消費者行政施策を円滑に展開する。 【R6年度実績】150部作成 【R7年度予定】150部作成	99	99	県民暮らし課
消費者安全確保地域協議会 (奈良県見守りネットワーク)の運営、会議の開催	高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防止するため、福祉関係者や医療関係者、警察や消費者団体、民間事業者、自治会など、地域で見守る多様な団体と連携・協力し、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組む。 【R6年度実績】1回開催 (R7.1.24) 【R7年度予定】1回開催	244	244	県民暮らし課
消費者団体の育成・連携	消費者、事業者、消費者団体、専門家、関係機関が連携・協力して消費者問題に当たっていくためのネットワークを設立し、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組む。	—	—	県民暮らし課 消費生活センター

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
奈良県食品安全・安心推進本部の運営 (食品衛生法、食品表示法、景品表示法、農薬取締法他各関係法令)	「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく各種施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「奈良県食品安全・安心推進本部」の下、関係部局・課等の相互の連携を強化する。	—	—	薬務・衛生課
市町村消費者行政活性化助成事業交付金	市町村が行う消費者行政活性化事業の取組を支援する。 市町村では、消費生活センターの新設をはじめ消費生活相談窓口の拡充等相談体制の整備に取り組む。 また、相談員のレベルアップのための研修参加を支援する。 住民を対象にした消費者教育や啓発等に取り組む。	64,964	70,431	県民暮らし課

(3) 消費者意向の反映

消費者等との意見交換促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県食品安全・安心懇話会の運営 県内の生産者、製造・加工業者、流通業者、消費者代表者及び学識経験者等からなる懇話会を設置し、意見交換を行うとともに食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって県民の意見を反映する。 ・リスクコミュニケーションの実施 食の安全に関し、コミュニケーションの推進を図り、消費者への情報提供の充実を促進する。 <p>【R6年度実績】 食品安全と健康食品について講演会を開催</p>	798	804	薬務・衛生課
----------------	--	-----	-----	--------

2. 消費生活相談等の充実

(1) 苦情・相談対応体制の整備

消費生活情報ネットワークの構築 (消費者基本法)	<p>独立行政法人国民生活センターと県内の消費生活相談窓口を結ぶ全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)を活用して全国の消費生活情報を共有することにより、相談業務の円滑化を推進する。</p> <p>独立行政法人国民生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 奈良県消費生活センター — 奈良県消費生活センター中南和相談所 — 奈良市消費生活センター — 大和高田市消費生活センター — 大和郡山市消費者センター — 天理市消費生活センター — 橿原市消費生活センター — 桜井市消費生活センター — 御所市消費生活相談窓口 — 生駒市消費生活センター — 香芝市消費生活センター — 葛城市消費生活相談窓口 — 平群町消費生活相談窓口 — 三郷町消費生活相談窓口 — 斑鳩町消費生活相談窓口 — 安堵町消費生活相談窓口 — 川西町消費生活相談窓口 	—	—	消費生活センター 同中南和相談所
-----------------------------	--	---	---	---------------------

	<ul style="list-style-type: none"> —— 三宅町消費生活相談窓口 —— 田原本町消費生活相談室 —— 上牧町消費生活相談室 —— 王寺町消費生活相談室 —— 広陵町消費生活相談窓口 —— 河合町消費生活相談室 			
市町村消費者行政の体制整備 (奈良県消費生活条例)	市町村と県との連携を図り、県消費生活条例に基づいた消費者行政の体制整備を行う。 ・消費生活相談窓口の設置拡充等 ・窓口設置数 28か所 ・窓口設置市町村数 39(全)市町村	—	—	県民暮らし課
市町村の相談窓口の支援	県消費生活センターに市町村支援のための消費生活相談員や弁護士等を配置し、市町村の解決困難事案を支援する。 県消費生活センターに市町村相談員専用ダイヤルを設置し、市町村からの問い合わせに対応し、必要に応じて相談員を派遣し、困難事案の相談処理に協力する。 また、相談員のための弁護士相談を実施していない市町村向けに弁護士等による相談を月2回実施する。	495	495	消費生活センター
消費生活相談事業 (奈良県消費生活条例、奈良県消費生活センター条例)	商品やサービスの購入等、消費生活全般についての相談事業を行うとともに、苦情処理に係る商品テストを実施し、消費者からの相談の解決を図る。また、市町村を含む県内の消費生活相談員の資質向上を図るため、定期的に事例研究会等を開催する。 【R6年度実績】相談件数(奈良) 3,387件 (中南和) 1,296件 商品テスト件数 2件 苦情処理事例研究会 11回 相談員研修会 集合2回 【R7年度予定】苦情処理事例研究会、相談員研修会の開催	3,357	3,182	消費生活センター 同中南和相談所
食の安全相談窓口の開設	食品の安全性に関する相談を、県内3保健所(郡山・中和・吉野)で行う。	—	—	各保健所
消費生活相談事業 (市町村支援・消費者教育)	市町村窓口を支援するとともに、消費者教育を推進するため、県消費生活センターに総合的市町村窓口支援プロデューサー及び消費者教育コーディネーターを配置する。	20,178	16,948	消費生活センター
消費者支援の強化	厳正な法執行や消費生活相談情報等を総合的に活用し、消費者トラブルを的確に解決するため、県消費生活センターに消費者トラブル解決支援指導員を配置する。	—	—	消費生活センター
奈良県商工会連合会活動推進事業における無料相談事業	県内商工業者が抱える法律上・税法上の諸問題、経営の改善、特許、その他経営上の諸問題について商工会等に無料相談所を開設し、顧問弁護士、税理士、中小企業診断士、その他専門の相談員が相談・指導に当たり問題解決を図る。	309	309	経営支援課
多重債務対策の推進	多重債務に係る相談窓口の周知・啓発や研修会の開催により、多重債務対策の推進を図る。 1. 相談窓口案内・債務整理方法案内チラシの作成・配布 【R6年度実績】10,000部作成 【R7年度予定】10,000部作成 2. 相談窓口等について県民だより奈良に掲載	53	47	県民暮らし課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7 年度	R 6 年度	
奈良県運営適正化委員会の設置運営 (社会福祉法)	運営適正化委員会を奈良県社会福祉協議会に設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することにより、福祉サービスを適切かつ安心して利用できるようにする。	7,684	7,684	地域福祉課
医療安全推進対策事業	医療に関する患者等の苦情や相談等に迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備により、医療の安全と信頼を高める。 ・医療安全相談窓口の運営 本庁、各保健所 【R 6 年度実績】 685件	114	114	地域医療連携課
小児救急医療電話相談事業	夜間、休日等に小児救急に関する保護者等の電話相談に看護師(必要に応じて小児科医)が対応し、医療機関への不要な受診を抑制するとともに、患者の家族に対して安心感を与えるための施策を行う。 携帯電話・プッシュ回線 ㉿8000 I P 電話・ダイヤル回線 0742-20-8119 【R 6 年度実績】 22,760件	58,407	49,233	地域医療連携課
奈良県救急安心センター運営事業	24時間体制で、医師や看護師が救急患者の医療相談に応じ、また、オペレーターが医療機関を案内することにより、真に急ぐべき患者が受診を控えることのないよう誘導するとともに、不要な救急車の要請を抑制、適正な救急医療の確保を推進する。 携帯電話・プッシュ回線 ㉿7119 I P 電話・ダイヤル回線 0744-20-0119 【R 6 年度実績】 77,999件	129,452	131,273	地域医療連携課
住まい相談窓口普及促進事業	行政機関等における住宅リフォームに関する相談窓口担当者向けに講習会を開催し、住宅相談窓口の充実を図る。 【R 6 年度実績】 講習会 1 回 【R 7 年度予定】 講習会 1 回 ”	—	—	住宅課
マンション管理に係る無料相談事業 (マンション管理の適正化の推進に関する法律)	マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士が管理組合の運営やマンションの修繕、日常生活に関わるトラブルとその対処などの無料相談を関連団体(NPO法人を含む。)と共催により実施する。 【R 6 年度実績】 相談件数 24件 【R 7 年度予定】 相談 随時	—	—	住宅課
悪質商法相談業務	悪質な特定商取引等に関する相談業務を行う。	—	—	県警生活環境課

(2) 消費者被害の救済

奈良県消費生活審議会・苦情処理部会の運営 (奈良県消費生活条例)	消費者からの苦情のうち、解決が著しく困難であると認められる苦情について、あっせん又は調停を行う。	82	90	県民暮らし課
消費者訴訟費用の貸付 (奈良県消費生活条例、同条例施行規則)	消費者が商品又は役務等の取引によって受けた被害に関して事業者を相手に訴訟を提起する場合に、訴訟費用の貸付を行う。 ① 限度額：1 件50万円 ② 利息：無利息 ③ 条件：貸付要件に該当すること ④ 貸付額：知事が認める額 ⑤ その他：増額貸付制度がある	1,000	1,000	県民暮らし課

3. 消費生活の安全の確保

(1) 指導・取締り

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7年度	R 6年度	
食の安全みはり番事業 (食品衛生法、食品表示法)	奈良県の食品衛生の監視指導については、「奈良県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品による危害の発生の未然防止と食品等の衛生確保を図るため、県内3保健所に、食品衛生監視員を配置し、衛生管理の徹底及び監視指導の強化を行う。 【R 6年度実績】 ・監視施設数 許可を要する施設：2,737施設 許可を要しない施設：359施設	3,678	3,658	薬務・衛生課 各保健所
事業者指導の強化	悪質事業者を排除するため、県民くらし課に事業者専門指導員を配置し、事業者指導を強化する。 また、消費生活センターに消費者トラブル解決支援指導員を配置し、消費生活相談等を総合的に活用して消費者トラブルの解決を図る。	—	—	県民くらし課 消費生活センター
農薬適正使用推進対策事業	農薬取扱業者、農業者等農薬使用者に対する研修指導等を行い、農薬による危害防止、適正な保管管理、安全使用を徹底し、安全な農産物の安定生産を図る。 【R 6年度実績】 ・農薬安全使用研修会の開催（7月31日、3月21日） ・農薬管理指導士の育成 ・研修会の開催 ・養成研修（2月6日～7日）、更新研修（1月27日、30日） 【R 7年度予定】 ・農薬安全使用研修会、農薬管理指導士養成/更新研修会の開催	1,049	1,049	農業水産振興課
薬事監視指導事業 (医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法)	不良、不正医薬品の市場からの排除はもとより、安全で有効な医薬品等の流通を図り、県民生活の安全確保を充実させる。	53	63	薬務・衛生課
麻薬取締事業	麻薬等が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによって生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その製造、譲渡、譲受、所持、施用等に関し必要な取締り及び指導を行う。	407	227	薬務・衛生課
毒物劇物取締事業	毒物及び劇物取締法に基づく製造業、販売業の登録等の事業を行うとともに、毒物劇物の適正な取扱等について啓発することにより、毒物劇物による保健衛生上の危害発生を未然に防止する。	82	987	薬務・衛生課
貸金業登録及び監督指導業務	貸金業者に対し、登録を実施し、立入検査等を行い、事業者の適正な業務運営について指導する。	9	8	経営支援課
消費生活用製品安全法に基づく調査事務 (消費生活用製品安全法)	危険性の高い消費生活用製品（特定製品）の製造及び販売を規制するとともに、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多い消費生活用製品（特定保守製品）の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じることにより、一般消費者の利益を保護する。 県は、特定製品・特定保守製品の販売店への調査を実施し、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図る。	—	—	経営支援課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7年度	R 6年度	
ガス火薬電気保安事業 (高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法、電気用品安全法、ガス事業法)	<p>高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び電気工事による災害を防止し、公共の安全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス・液化石油ガスの一般消費者等に対する販売及びガス器具等の販売等を規制することにより、災害の防止と取引の適正化を図る。 ・火薬類の販売、消費等を規制することにより、災害の防止と公共の安全確保を図る。 ・電気工事士の免状交付、電気工事業の登録及び業務の規制を行い、電気工事業務の適正な実施を図ることにより、電気設備の保安の確保を図る。 ・電気用品の販売を規制することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。 ・ガス用品の販売を規制することにより、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図る。 <p>【R 6年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス・液化石油ガス販売事業者への立入検査：29事業所 ・火薬類消費事業者への立入検査：18事業者 ・液化石油ガス器具等、電気用品、ガス用品の販売店への立入検査：5事業者 	761	1,078	消防救急課
危険物行政推進事業 (消防法)	<p>危険物取扱者及び消防設備士に対する法定講習を行い、危険物等に係る災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者及び消防設備士の法定講習委託事務 <p>【R 6年度実績】</p> <p>講習会 ・危険物取扱者 6回（5月、9月(2回)、10月、11月、2月) ・消防設備士 2回（7月、2月）</p>	7,682	7,070	消防救急課
悪質商法等取締り	悪質な生活侵害事犯等の取締りを推進する。	—	—	県警生活環境課

(2) 試験・検査及び調査

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7 年度	R 6 年度	
食品の検査による安全確認事業 (食品衛生法、食品表示法)	消費者に安全性の高い食品を供給するため、食品中に含まれる食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、食中毒原因菌及び遺伝子組換え食品等の試験検査を実施する。 【R 6 年度実績】収去検査 557検体 ・県産農産物モニタリング調査 96検体	30,260	30,114	薬務・衛生課 食品衛生検査所 保健研究センター
伝達性海綿状脳症※スクリーニング検査(と畜場法等) (※牛海綿状脳症(BSE)を含む)	奈良県食肉センターに搬入される牛、めん羊及び山羊について、と畜場法等に基づき「と畜検査」及び「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査」を実施し、食肉の安全と県民の安心を確保する。 【R 6 年度実績】 検査実績 牛：7頭、めん羊・山羊：0頭 計：7頭	627	605	薬務・衛生課 食品衛生検査所
未承認医薬品危害防止事業 (医薬品医療機器等法)	未承認医薬品の買い上げ検査や県民への啓発により、危険医薬品等による健康被害を防止する。	222	212	薬務・衛生課
食品生活試験事業 (食品衛生法)	食品衛生法等に基づく残留農薬、食品添加物、器具・容器包装など各種検査を実施する。	54	83	保健研究センター
大気・水質試験事業 (水質汚濁防止法、大気汚染防止法等)	生活環境の保全を図る一環として、空気や水に含まれる環境汚染物質等の測定を実施する。	581	584	景観・環境総合センター
保健衛生試験事業 (感染症法、食品衛生法、地域保健法、水道法、公衆浴場法等)	感染症、食品衛生、環境衛生等の予防対策の一環として微生物及び理化学試験検査を実施する。	303	456	保健研究センター
依頼試験研究指導事業 (産業振興総合センター手数料条例)	企業からの依頼に基づき、工業製品等の試験・分析を行う。 定性分析、定量分析、材料強度試験、繊維試験等 依頼件数【R 6 年度実績】396件 【R 7 年度予定】400件	11,453	11,540	産業振興総合センター

4. 適正な消費者取引の確保

(1) 表示・規格・計量の適正化

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
不当景品類及び不当表示防止法の適正運用 (不当景品類及び不当表示防止法)	<p>不当景品類及び不当表示防止法を適正に運用することにより、商品や役務等の取引に関する不当表示等による顧客誘引を防止する。</p> <p>1. 消費者庁、農林水産省近畿農政局、近畿各府県、その他関係団体との連絡調整・会議</p> <p>2. 消費生活相談窓口への法に関する情報提供・解釈指導</p> <p>3. 被疑事件の調査</p> <p>(1) 職権探知による調査</p> <p>(2) 申告及び通知による調査</p> <p>(3) 公正取引協議会との連携による集中指導</p> <p>4. 悪質事業者に対する行政指導・行政処分</p> <p>【R6年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人関西広告審査協会「奈良県関係官庁連絡会」等 <p>【R7年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人関西広告審査協会「奈良県関係官庁連絡会」等 	10	12	県民暮らし課
自主基準設定に関する事業 (不当景品類及び不当表示防止法)	<p>事業者団体が自主商品に関する表示方法や景品提供の方法について定める(＝自主基準の設定)ことにより、消費者の適正な選択を確保し、また、事業者間の公正な競争の促進を図る。</p> <p><県内の事業者団体における自主基準設定状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 吉野葛適正表示基準(S58.9.1施行) 油菓子の表示に関する自主基準(S60.10.1施行) 	—	—	県民暮らし課
家庭用品品質表示法に基づく調査事務 (家庭用品品質表示法)	<p>消費者が商品を選択する際の目安となるよう、「家庭用品品質表示法」では、品目を指定し、その材質や取扱方法について表示事項を定めている。</p> <p>県は、指定された品目で表示事項を表示していなかったり、表示の標準を守らない事業者などに対する指示、また、その状況に応じて立入検査を実施し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。</p>	—	—	経営支援課
食品表示適正化事業 (食品表示法)	<p>食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進するため、食品表示の状況を日常的にモニターし県に報告する食品表示サポーターを公募により40名程度選任し、不適正表示に対する監視及び指導の強化を図る。</p> <p>食品表示110番を設置・運営し、疑義情報を収集する。</p> <p>【R6年度実績】</p> <p>食品表示サポーターによる表示確認回数 732回</p>	20	16	薬務・衛生課
計量器の検定・検査 (計量法)	<p>取引・証明における適正計量を確保するため、使用中の質量計について精度確認の定期検査を行う。</p> <p>また、県内事業者に対して適正な計量の実施が確保されているかについて確認し、必要な措置を講じるため立入検査及び巡回指導を行う。</p>	1,561	1,561	産業振興総合センター
計量思想の普及事業	<p>計量行政の適正な執行のため、都道府県計量行政協議会等を通じて、国及び都道府県等との情報交換を図る。</p>	738	738	産業振興総合センター

(2) 契約の適正化

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の適正運用 (特定商取引に関する法律、割賦販売法)	特定商取引に関する法律及び割賦販売法を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図る。 1. 消費者庁、経済産業省近畿経済産業局、近畿各府県、その他関係団体等との連絡調整・会議 2. 消費生活相談窓口への法令に関する情報提供・解釈指導 3. 被疑事件の調査 (1) 職権探知による調査 (2) 申出又は通知による調査 4. 悪質事業者に対する行政指導・行政処分 5. 法に関する啓発	82	84	県民暮らし課
奈良県消費生活条例の適正運用	県消費生活条例を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図る。 1. 消費生活相談窓口への条例に関する情報提供・解釈指導 2. 被疑事件の調査 (1) 職権探知による調査 (2) 申告又は通知による調査 3. 悪質事業者に対する行政指導 4. 条例に関する啓発	—	—	県民暮らし課
宅地建物取引業法施行事務 (宅地建物取引業法)	宅地建物取引業者等の免許・登録及び指導監督を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保し、宅地建物の購入者等の保護と流通の円滑化を図る。 【R6年度実績】宅地建物取引業者の免許(新規・更新)宅地建物取引士の登録及び取引士証の交付宅地建物取引業法に基づく指導監督 【R7年度予定】同 上	2,167	2,447	建築安全課
旅行業法施行業務 (旅行業法)	旅行業等を営む者の登録制度を実施することにより、業務の適正な運営を確保し、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図る。	71	70	観光戦略課

(3) 流通の円滑化

物価安定対策事業	物価の高騰による社会的影響が懸念される場合や災害の発生等による生活関連物資の需給・ひっ迫等、不測の事態の発生の際は、関係機関と連携し、小売店舗への価格調査を実施し、不合理な価格形成を未然に防止する。 緊急時に即時に国・市町村と連携できる体制を整えるため、通常時においては国等による消費・物価動向情報を把握する。	—	—	経営支援課
食品流通対策事業	食と農の連携強化や経営基盤の強化を通じた食品産業の体質強化、食品流通の効率化・活性化の推進に向け、関係機関との調整を図るとともに、情報収集、発信の強化を図る。	327	327	豊かな食と農の振興課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位:千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
小売物価統計調査 (統計法に基づく基 幹統計調査、小売物 価統計調査規則)	<p>【調査の目的】 国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金(価格調査)及び家賃(家賃調査)を、全国的な規模で小売店舗、サービスを提供する事業所等から毎月調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。</p> <p>【実施機関】総務省統計局</p> <p>【調査の対象】</p> <p><動向編> 価格調査 — 総務省が定める調査地区(奈良市、田原本町)において代表的な店舗等での小売価格を調査 家賃調査 — 総務省が定める調査地区(奈良市、田原本町)において民営借家に住む世帯の家賃等を調査</p> <p><構造編> 総務省が定める調査地区(橿原市、桜井市、五條市、生駒市)において、地域による小売価格の差を調査</p> <p>【主な調査項目】</p> <p><動向編> 価格調査 — 商品の小売価格、サービス料金(授業料、水道料、保育料など)など(指定464品目) 家賃調査 — 住宅の1か月分の家賃、延面積など</p> <p><構造編> 商品の小売価格など(指定57品目)</p>	12,562	10,879	政策推進課
家計調査 (統計法に基づく基 幹統計調査、家計調 査規則)	<p>【調査の目的】 全国の世帯を対象に国民生活における家計収支の実態を毎月調査し、個人消費の動向や地域的差異を明らかにすることで、国の経済政策や社会政策立案のための基礎資料を得る。</p> <p>【実施機関】総務省統計局</p> <p>【調査の対象】</p> <p>二人以上の一般世帯 — 奈良市 96世帯 五條市 12世帯</p> <p>単身世帯 — 奈良市 8世帯 五條市 1世帯</p>	21,456	18,384	政策推進課
公衆浴場入浴料金統 制額の指定に関する 事業 (物価統制令、奈良 県公衆浴場入浴料金 協議会規則)	<p>・公衆浴場入浴料金協議会の開催 公衆浴場業者からの料金改定申請を受けて協議会への諮問を行い、知事が料金改定の指定を行う。</p> <p>【直近の開催の実績】</p> <p>開催日 令和5年7月31日 料金改定日 令和5年10月1日 改定料金 大人480円、中人200円、小人100円 に改定</p>	—	—	薬務・衛生課

5. 消費者の自立支援

(1) 消費者教育・啓発、情報提供

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
消費者保護啓発の実施	<p>適格消費者団体なら消費者ねっとと連携し、消費者の権利擁護と消費者被害の未然防止に取り組む。</p> <p>【R6年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内事業者を対象に指止請求事案を踏まえた消費者関連法に基づくセミナーを開催 <p>【R7年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内在住者を対象に官学連携による消費者啓発ワークショップや消費者問題に関するセミナーを開催 	600	500	県民暮らし課
消費者教育の実施 (奈良県消費生活条例、奈良県消費生活センター条例)	<p>消費者が自ら確かな知識と判断力を身につけ、情報を正しく理解し、安心して適切な行動ができるための教育や情報の提供を行う。</p> <p>【R6年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 消費者フォーラムin奈良 5月18日開催 「消費者トラブルの現状と安心安全な暮らし方」 講師：住田 裕子氏（弁護士） 参加者：200名 会場：奈良公園バスターミナル 「夏休み子ども講座」8月17日開催 エシカル消費を学ぼう！「手作りLEDランタン工作教室」 実践ラボ「消費者教育研修会」WEB開催 講座1「若年者のネット・SNS事情と必要とされる消費者教育」 講師：一般社団法人ECネットワーク理事 原田由里氏 講座2「エシカル消費 サステイナブルファッションとは」 ～世界のファッション事情と私たちにできること～ 講師：一般社団法人unisteps共同代表・消費者庁サステイナブルファッションサポーター 鎌田安里紗氏 消費者教育・啓発の担い手となる教員やボランティア、消費生活相談員等を対象に、情報・知識・テクニックを提供する場とする。 「くらしの安全・安心サポーター」講座 10月24日・11月21日開催 場所：アクティ奈良 サポーター新規登録者5名 移動講座 通年（64回） 参加者3,010名 出前講座 通年（27会場） 参加者853名 消費者教育教材づくり 学校等の教員が消費者教育の授業で使用するための副教材を教員等と連携して作成、3,000部発行。 消費者啓発情報誌の作成 センター情報誌を作成、年12回発行。 啓発用パンフレットの作成 製品事故を防ぐために、乳幼児の保護者向けに啓発パンフレット作成、10,000部発行。 消費者被害防止のための啓発動画作成 	3,798	3,823	消費生活センター

【R7年度予定】

1. 消費者フォーラムin奈良
5月17日開催
「だまされる心の法則
～心理学からみる詐欺・悪質商法の予防対策～」
講師：西田 公昭 氏（立正大学心理学部教授）
会場：奈良公園バスターミナルレクチャーホール
消費者月間行事として、消費者問題に関する啓発事業の一環で、毎年テーマを定め、奈良県金融広報委員会と共催で記念事業を開催する。
2. 「夏休み子ども講座」8月23日開催
エンカル消費を学ぼう！「LEDランタン工作教室」
3. 実践ラボ「消費者教育研修会」WEB開催（オンデマンド）
講座1「グローバルな視点でとらえる 次世代を育む消費者教育～アメリカの生活からの示唆～」
講師：武庫川女子大学教育学部教育学科
准教授 吉井美奈子 氏
講座2「デジタルネイティブな子どもたちへの消費者・情報教育～自分事としてとらえる「場面強制想像法」～」(仮題)
講師：静岡大学教育学部 学校教育講座
准教授 塩田真吾 氏
消費者教育・啓発の担い手となる教員やボランティア、消費生活相談員等を対象に、情報・知識・テクニックを提供する場とする。
4. 「くらしの安全・安心サポーター」講座
10月～11月開催予定。消費生活センター等、相談窓口と地域をつなぐパイプ役となるサポーターを募集し、消費者問題に関する基礎知識と消費者啓発の手法を習得するための講座を開催する。受講後は、サポーターとして登録し、ボランティアとして活動。
また、サポーターの活動を維持するための研修会、意見交換会を開催する。さらに、サポーターの自主活動グループ（グループあんあん、ざ・ひめみこ）の啓発活動を支援。
5. 「くらしの講座」 (テーマ未定) 3回程度
6. 移動講座
随時実施。消費生活知識の普及や消費者トラブルの未然防止のため、消費者の要望に応じ、地域の団体・学校・一般消費者グループが開催する講座や講演会等に講師を派遣し、消費者問題についての学習の機会を設ける。
・成年年齢引き下げに伴う特別講座
講師：奈良弁護士会・奈良県消費生活コーディネーター
7. 出前講座
随時実施。くらしの安全・安心サポーターを地域の団体等の集まりに派遣し、消費者トラブルの未然防止を図る。

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位:千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
消費者教育の普及推進事業	<p>消費者の自立を支援するため、消費者のライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するなどの施策の企画・立案を行うとともに、消費者教育の推進のための取組を実施する。 消費者教育推進計画を策定する。</p> <p>【R6年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 若年者消費者教育強化事業 <ul style="list-style-type: none"> 「成年年齢引下げ」による消費者被害拡大防止のため、全県立高校に啓発チラシを配布（教育委員会との連携） 高齢者消費者教育強化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けリーフレットを作成 県警察と連携し、大型商業施設で啓発活動を実施（R6.8.3） 高齢者特殊詐欺被害防止事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県警察と連携し、高齢者運転免許更新講習受講者に対して啓発チラシを配布 県警察と連携し、大型商業施設で防犯電話の展示及び啓発活動を実施 県警察と連携し、新聞折り込みで特殊詐欺防止のチラシを配布 ワタミ、ならコープと連携し、夕食宅配事業で啓発チラシを配布 悪質訪問販売防止事業物件費 <ul style="list-style-type: none"> 訪問販売お断りステッカーを配布 <p>【R7年度実施予定】</p> <ol style="list-style-type: none"> 若年者消費者教育強化事業 <ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺被害防止に関する県作成動画をSNS内でプッシュ型通知を行う 高齢者消費者教育強化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ワタミ、ならコープと連携し、夕食宅配事業で啓発チラシを配布 県警察と連携し、大型商業施設で啓発活動を実施（R7.7.26） 高齢者特殊詐欺被害防止事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県警察と連携し、高齢者運転免許更新講習受講者に対して啓発チラシを配布 県警察と連携し、啓発チラシを新聞の折り込みで配布 県警察と連携し、大型商業施設で防犯電話の展示及び啓発活動を実施（R7.7.26） 高齢者を対象とした特殊詐欺被害防止CMを映画館にて放映 公共交通機関の広告媒体を活用した広報を展開 悪質訪問販売防止事業物件費 <ul style="list-style-type: none"> 訪問販売お断りステッカーを配布 	10,470	5,866	県民くらし課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7年度	R 6年度	
情報・資料の提供 (奈良県消費生活条例、奈良県消費生活センター条例)	<p>【R 6年度実績】</p> <p>1. 啓発資料の作成・配布 (1) 『あま〜い誘いにご用心!』 (14,000部) (近畿府県共同作成啓発資料) 配布先：高校生、大学生等 内容：若者に被害の多い悪質商法及びクーリング・オフについて</p> <p>(2) 『くらしの豆知識』 (150部) 配布先：県消費生活センター主催講座の受講者 (学習資料) 内容：消費生活相談の事例をもとにした身近な生活情報冊子</p> <p>(3) 消費者啓発情報誌の作成 啓発情報誌を作成、年12回メールによる送付</p> <p>(4) 乳幼児保護者向け製品安全リーフレット 乳幼児の不慮の事故防止を目的に、乳幼児検診時等に配布するリーフレットを作成、10,000部配布。</p> <p>2. 消費生活情報の提供 消費者問題に関する情報を、インターネット等を活用し迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>3. マスメディアを活用した消費者問題の啓発 (1) 奈良新聞：「消費者の目」(毎月第1火曜日等：12回掲載) (2) ラジオ：ならどっとFM (毎月第3水曜日：12回放送) NHK関西ラジオワイド (毎週火曜日：近畿府県持ち回りで担当、奈良県4回)</p> <p>【R 7年度予定】</p> <p>1. 啓発資料の作成・配布 (1) 『あま〜い誘いにご用心!』 (14,000部) (近畿府県共同作成啓発資料) 配布先：高校生、大学生等 内容：若者に被害の多い悪質商法及びクーリング・オフについて</p> <p>(2) 『くらしの豆知識』 (150部) 配布先：県消費生活センター主催講座の受講者 (学習資料) 内容：消費生活相談の事例をもとにした身近な生活情報冊子</p> <p>(3) 消費者啓発情報誌の作成 啓発情報誌を作成、年12回 メール配信及びホームページ掲載</p> <p>(4) 乳幼児保護者向け製品安全リーフレット 乳幼児の不慮の事故防止を目的に、乳幼児検診時等に配布するリーフレットを作成、10,000部配布。</p> <p>2. 消費生活情報の提供 消費者問題に関する情報を、インターネット等を活用し、迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>3. マスメディアを活用した消費者問題の啓発 (1) 奈良新聞：「消費者の目」(毎月第1火曜日：12回掲載) (2) ラジオ：ならどっとFM (毎月第3水曜日：12回放送) NHK関西ラジオワイド (毎週火曜日：近畿府県持ち回りで担当、奈良県4回)</p>	—	—	消費生活センター
消費生活情報に関する展示事業	<p>消費生活に必要な基礎知識をパネルで作成し、消費生活センターや消費生活に関する催し等で展示するとともに、地域の団体や学校等へ貸し出しする。</p> <p>【R 6年度実績】 6会場 66日</p>	—	—	消費生活センター

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
安全・安心まちづくり推進事業	<p>【R6年度実績】</p> <p>地域の防犯力・防災力を高めるための啓発、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> 自主防犯・防災リーダー研修 <ul style="list-style-type: none"> 9月21日、11月9日（御所市防災交流館） 9月28日、12月14日（奈良女子大学） 自主防犯・防災リーダースキルアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> 2月24日（王寺町地域交流センターリーベルホール） ・自主防災訓練支援事業：3か所 ・自主防災地域活動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災アドバイザー派遣回数：13回 <p>【R7年度予定】</p> <p>地域の防災力を高めるための啓発、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> 自主防犯・防災リーダー研修：2回開催 自主防犯・防災リーダースキルアップ研修 ・自主防災地域活動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災訓練支援事業：3か所 自主防災アドバイザー派遣事業 	2,617	2,617	防災統括室
	<p>【R6年度実績】</p> <p>地域の防犯力を高めるための啓発、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくり旬間の実施 ・全国地域安全運動奈良県民大会の開催 ・地域防犯サポート事業所登録制度 <ul style="list-style-type: none"> R6年度登録数：111事業所 ・高齢者等特殊詐欺被害防止啓発事業 ・通学通園路等安全確保支援事業 ・自主防犯アドバイザー派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> 自主防犯アドバイザー派遣回数：1回 <p>【R7年度予定】</p> <p>地域の防犯力を高めるための啓発、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくり旬間の実施 ・全国地域安全運動奈良県民大会の開催 ・地域交通防犯サポート事業所登録制度 ・高齢者等特殊詐欺被害防止啓発事業 ・子ども・高齢者安全対策支援事業 	6,151	6,846	県民暮らし課

	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
広報誌等による県政 広報	<p>県の主要施策、行事、お知らせ情報等を広報誌、テレビ・新聞等の媒体を活用し、できる限り多くの県民の目に触れるような機会づくりを行う。</p> <p>【R6年度実績】</p> <p>① 刊行物等による県政広報事業 「県民だより奈良」「点字県民だより奈良」「声の県民だより奈良」</p> <p>② テレビ等による県政広報事業 県域テレビによる県政広報 県政スポットCM『みんなで防ごう！振り込め詐欺』</p> <p>③ インターネット等による県政広報事業 「県政フラッシュ」「県政スポットCM」の動画配信</p> <p>④ ラジオによる情報提供 「ならどっとFM」「FMハイホー」「FM五條」「FMヤマト」「FMまほろば」</p> <p>⑤ 新聞等による県政広告事業 地元紙・全国紙等に県政広告を掲載</p> <p>【R7年度予定】</p> <p>① 刊行物による県政広報事業 「県民だより奈良」「点字県民だより奈良」「声の県民だより奈良」</p> <p>② テレビ等による県政広報事業 広報番組、スポットCM</p> <p>③ インターネット等による県政広報事業 YouTube「奈良県公式総合チャンネル」</p> <p>④ ラジオによる情報提供 「ならどっとFM」「FMハイホー」「FM五條」「FMヤマト」「FMまほろば」</p> <p>⑤ 新聞等による県政広告事業 地元紙・全国紙等に県政広告を掲載</p>	494,773	540,487	広報広聴課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7年度	R 6年度	
なら県政出前トーク	県政情報を積極的に提供するとともに、県民との対話を促進することを目的に、職員が出向いて施策を説明する、「なら県政出前トーク」を実施する。 【R 6年度実績】164のテーマを用意、54回実施 【R 7年度予定】162のテーマを用意	130	156	広報広聴課
薬物乱用防止対策事業	薬物乱用がもたらす保健衛生上の危害及び社会的な弊害について正しい知識の普及啓発の促進及び規範意識の維持向上を図ることにより、薬物乱用を許さない県民意識の醸成を図る。特に若年層向けの活動を強化する。	1,572	1,620	薬務・衛生課
薬事啓発指導事業 (医薬品医療機器等法)	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く県民の間に浸透させることにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与する。	416	516	薬務・衛生課
食品ロス削減推進事業	1. 食品ロス削減推進事業 【R 6年度実績】 ・啓発イベントの開催 ・ポータルサイトによる情報発信 ・農産物等のロスを削減するため、未利用農産物をこども食堂等へ提供 【R 7年度予定】 ・啓発イベントの開催 ・ポータルサイトによる情報発信 ・農作物等のロスを削減するため、未利用農産物をこども食堂等へ提供 2. 未利用食品活用推進事業 【R 6年度実績・R 7年度予定】 ・フードバンク活動団体に対し、活動の体制づくりや食品の受入及び譲渡の拡大に向けた事業に要する経費を補助 3. 食品ロス削減推進計画策定事業 【R 7年度予定】 ・食品ロスの現状調査及び「奈良県食品ロス削減推進計画(R 8～R 1 2)」の策定 4. 食品ロス削減マッチング推進事業 【R 7年度予定】 ・ウェブサイト(奈良コレ)上で、未利用農産物や加工品等を提供できる事業者(農産物直売所や企業等)と提供を希望する団体(こども食堂等)をマッチングし、まだ食べることができる未利用農産物等の活用を促進し、食品ロスを削減するシステムを構築	14,851	3,820	豊かな食と農の振興課
公園ふれあい事業	県民が花と緑と自然に親しみ関心を高めるように、馬見丘陵公園で講習会及び展示会を開催することにより、園芸に関する一層の消費拡大を図る。 【R 6年度実績】 講習会 15回 花と緑と自然の展示会 5回 参加者及び見学者数 1,279名	2,944	562	中和公園事務所
農業情報の発信	県民の健康増進や食の魅力向上につながるように、農業の研究で得られた成果や技術情報を、ウェブサイトや成果発表会、施設の一般公開等を通じて提供する。	—	—	農業研究開発センター

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7 年度	R 6 年度	
大和畜産ブランド推進事業	<p>信頼されるおいしい畜産物の安定供給と、畜産農家の経営安定を図ることを目的とし、奈良県畜産農業協同組合が実施する大和畜産ブランドの地位確立のための事業費の一部を補助する。</p> <p>1. 生産基盤強化対策</p> <p>① 和牛子牛県内保留対策</p> <p>② 蜜源増殖対策</p> <p>2. 生産技術向上対策</p> <p>① 飼養管理技術向上対策</p> <p>3. 販路拡大対策</p> <p>① 商談会への参加</p> <p>② イベントの開催</p> <p>4. ブランド認証制度推進対策</p> <p>① ブランド認証制度推進対策</p>	1,044	1,300	畜産課
県産材を使用した住宅助成事業	<p>県産材使用住宅への助成により「奈良県産 J A S 材」、「奈良県地域認証材」及び「奈良県産材」のより一層の普及促進を図る。</p> <p>〈補助金額〉</p> <p>構造材 5 m³以上 : 奈良県産 J A S 材 300千円 奈良県地域認証材 150千円 奈良県産材 100千円</p> <p>内装材 20 m²以上 : 奈良県産 J A S 材 200千円 奈良県地域認証材 100千円 奈良県産材 50千円</p> <p>【R 6 年度実績】構造材 : 奈良県産 J A S 材 1戸 奈良県地域認証材 18戸 奈良県産材 44戸</p> <p>内装材 : 奈良県産 J A S 材 2戸 奈良県地域認証材 137戸 奈良県産材 18戸</p>	27,500	27,500	県産材利用推進課
建築物安全安心実施計画推進事業	<p>県、特定行政庁及び関係団体等で組織する「なら建築物安全安心推進協議会」が、その活動の一環として、建築物の安全性の確保を図るための取組を行う。また、関係団体と行政が連携して、違反建築防止の街頭啓発を行い、安全な住宅を建てるため、安心な住宅を買うために必要な情報（適正な建築手続きや重要事項説明書の説明等）について、県民に周知する。</p> <p>【R 6 年度実績】街頭啓発 1回</p> <p>【R 7 年度予定】街頭啓発 1回</p>	57	60	建築安全課
既存木造住宅耐震診断市町村補助	<p>大規模地震の発生に備えて人的被害を抑制するためには、古い木造住宅の耐震診断を早急に普及させ、耐震化を促進する必要がある。そのために、耐震診断を希望する所有者に対し県は市町村と連携して耐震診断に係る経費の補助を行う。</p> <p>【R 6 年度実績】170件</p>	33,839 (他事業を含む)	4,700 (他事業を含む)	建築安全課
既存木造住宅耐震改修市町村補助	<p>昭和56年の新耐震基準以前に建てられた木造住宅の耐震改修をする場合、県は市町村と連携して、その経費の一部を補助する。</p> <p>【R 6 年度実績】28件</p>	33,839 (他事業を含む)	4,700 (他事業を含む)	建築安全課
マンション管理の適正化啓発事業 (マンション管理の適正化の推進に関する法律)	<p>マンションにおける良好な居住環境の確保を図るための情報提供を行うため、所有者及び管理組合に対し、関係市町及び関連団体（NPO法人を含む。）との共催によりセミナーの開催を実施。</p> <p>【R 6 年度実績】1回</p> <p>【R 7 年度予定】1回</p>	—	—	住宅課
環境教育への支援	<p>県民等が実施するセミナー・講習会等に、環境や省エネに関する専門家（環境アドバイザー・CO2削減アドバイザー）を講師として派遣する。</p> <p>【R 6 年度実績】</p> <p>①環境アドバイザー（主に県民向け）4団体へ派遣</p> <p>②CO2削減アドバイザー（主に事業者向け）3団体へ派遣</p>	1,551	1,551	脱炭素・水素社会推進課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 7年度	R 6年度	
普通教育における消費者教育	<p>現行の学習指導要領において、小学校・中学校及び高等学校における消費生活に関する学習をさらに充実するよう改善された。各校種の消費者教育に関する内容は次のとおりである。</p> <p>① 小学校〈文部科学省平成29年3月告示〉</p> <p>[社会科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること。 ・消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。 ・工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。 <p>[家庭科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。 ・身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。 ・購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。 ・自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。 ・環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。 <p>[特別の教科 道徳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題については、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深めたり、児童自身がこれらの学習を発展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくこと。 <p>② 中学校〈文部科学省平成29年3月告示〉</p> <p>[社会科(公民)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な消費生活 ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政 <p>[技術・家庭科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。 (→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等) ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。 (→環境への配慮、電子マネー等) 	—	—	<p>高校教育課</p> <p>義務教育課</p>

	<p>③ 高等学校〈文部科学省平成30年3月告示〉</p> <p>[公民科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に関する問題 (→多様な契約、消費者の権利と責任等) ・成年年齢引き下げに伴う特別講座講師：奈良弁護士会・奈良県消費生活コーディネーター ・出前講座 随時実施。くらしの安全・安心サポーターを地域の団体等の集まりに派遣し、消費者トラブルの未然防止を図る。 <p>[家庭科]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活における経済の計画 (→家計管理、生涯を見通した生活における経済の管理や計画) ・消費行動と意思決定 (→消費者の権利と責任、消費行動における意思決定、契約の重要性) ・持続可能なライフスタイルと環境 (→持続可能な消費) <p>※ (→) 内は学習指導要領解説における記述</p>				
専門教育における消費者教育	商業科「ビジネス法規」「商品開発と流通」「マーケティング」の中で、消費者教育を行っている。	—	—	高校教育課	
青少年非行問題等対策事業 (奈良県青少年の健全育成に関する条例)	<p>青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないように、フィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する家庭のルール作りの普及を図る。</p> <p>【R6年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話販売店立入検査 実施店舗数 41店舗 <p>【R7年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話販売店立入検査の実施 	443	479	教育振興課	
青少年のインターネットリテラシー向上事業	<p>青少年のインターネットやSNSを介したトラブルの防止を図るため、インターネットを安心・安全に利用するための能力(インターネットリテラシー)を高める取組を実施する。</p> <p>【R6年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会への専門講師の派遣 36講座 4,333名受講 ・啓発チラシの小・中・高等学校等へのデータ配信 ・大学生ボランティアによるリテラシー啓発動画の制作・活用 <p>【R7年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会への専門講師の派遣 ・大学生ボランティアによる県内学校への出前講座の実施 	845	1,038	教育振興課	

(2) 消費者団体等の活動推進

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
消費生活協同組合に対する許認可・指導検査の実施(消費生活協同組合法)	<p>消費生活協同組合の適正な運営と健全な発展を図り、県民生活の安定と生活文化の向上を推進する。</p> <p>1. 消費生活協同組合の設立、解散、合併、定款変更及び員外利用等の許認可</p> <p>2. 消費生活協同組合指導検査(組織・財務・業務管理等)</p> <p>【R6年度実績】指導検査の実施 2件</p> <p>【R7年度予定】指導検査の実施 3件</p>	213	210	県民暮らし課
環境県民フォーラム推進事業 (環境基本法、環境基本条例)	<p>平成9年8月に発足した奈良県環境県民フォーラムの活動が、本県の環境保全活動の先導的役割を果たし、それらの活動が広く県民に浸透するよう、発展的な活動に資する事業を展開。</p> <p>会員数：27団体</p> <p>①組織運営 総会の開催、10人委員会(フォーラムの運営協議会)の開催</p> <p>②啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会(下記4分科会)の活動 エネルギー：エコクッキング教室の開催等 エコライフ：エコ見学会、河川浄化の啓発等 資源活用：環境にやさしい買い物キャンペーン等 自然環境：自然環境セミナー、自然体験教室等 ・フォーラム広報紙の発行 年2回、会員・企業・関係団体・公共機関に配布 	299	298	水・大気環境課

(3) 生活設計の普及

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
生活設計普及事業	<p>県民の金融に関する消費者教育及び生活設計の普及促進を図る。</p> <p>1. 奈良県金融広報委員会事務局運営 (参考) 奈良県金融広報委員会の事業【R5年度実績】</p> <p>(1) 金融経済等講演会の開催 くらしとおかね講演会 F Pフォーラム2024in奈良 *日本F P協会奈良支部と2部構成で開催</p> <p>第1部 テーマ：F Pと始めよう これからの資産形成 講師：C F P認定者 阪口 充弘 氏</p> <p>第2部 テーマ：激動の世紀をいかに生き抜くか ～金融リテラシーを高めるインテリジェンス戦略～ 講師・外資ジャーナリスト 作家 毛嶋 龍一 氏</p> <p>(2) 講座講習会の開催</p> <p>ア 子供向け講座の開催 奈良新聞社と共催で開催。新1年生～新4年生を対象に親子で参加できるマネー教室を開催。キャッシュレス社会を見据えて、楽しみながら様々なカードについて学ぶ。 テーマ：「知って使おう！カードいろいろ」 講師：NPO法人 C・キッズ・ネットワーク 蘆田智子 氏 ・ 大森節子 氏 令和7年3月27日 日航ホテル奈良</p> <p>イ 連続講座の開催</p> <p>一般向け講座</p> <p>・くらしの講座 奈良県消費生活センター、J-FLECと共催で開催。 金融知識向上や日常生活に必要な情報などを幅広く学んでいただくことを目的に開催。</p> <p>1回目 1月30日(木) 参加者18名 「今から学ぶ超初心者のためのNISA講座」 ～NISA制度とは？入口からご案内します～ J-FLEC認定アドバイザー 須原 光生 氏</p> <p>2回目 2月14日(水) 参加者24名 「デジタル終活」 ～残された家族が困らないために～ J-FLEC認定アドバイザー 田村 富美 氏</p> <p>(3) 金融広報アドバイザーの派遣 座談会・講座・講演会・研修会 (11回) 参加者 372名</p> <p>(5) 教員向けセミナー 8月9日 奈良県立教育研究所 参加9名 <講義1> 「学校現場における消費者教育の重要性」 ～消費者教育の具体的な実践事例を通して～ 講師 東海国立大学機構岐阜大学 副学長 大藪千穂 氏</p> <p><講義2> 「子どもたちや若者に多い消費者トラブルの事例」 ～成年年齢引き下げを踏まえて～ 講師 金融広報アドバイザー 神澤佳子 氏</p> <p>(6) 広報活動 パネル展、ビデオ・DVD貸出</p> <p>(7) 金融経済情報資料の配付 (通年)</p>	300	250	消費生活センター

(4) 省資源・省エネルギーの推進

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R7年度	R6年度	
地球温暖化対策の推進 (地球温暖化対策の推進に関する法律)	県内で排出される二酸化炭素の削減を積極的に働きかけるため、地球温暖化防止活動を推進していく地域のリーダーとなる「奈良県ストップ温暖化推進員」を養成する。	1,433	412	脱炭素・水素社会推進課

IV. 奈良県消費生活センターにおける 消費生活相談の概要(令和6年度)

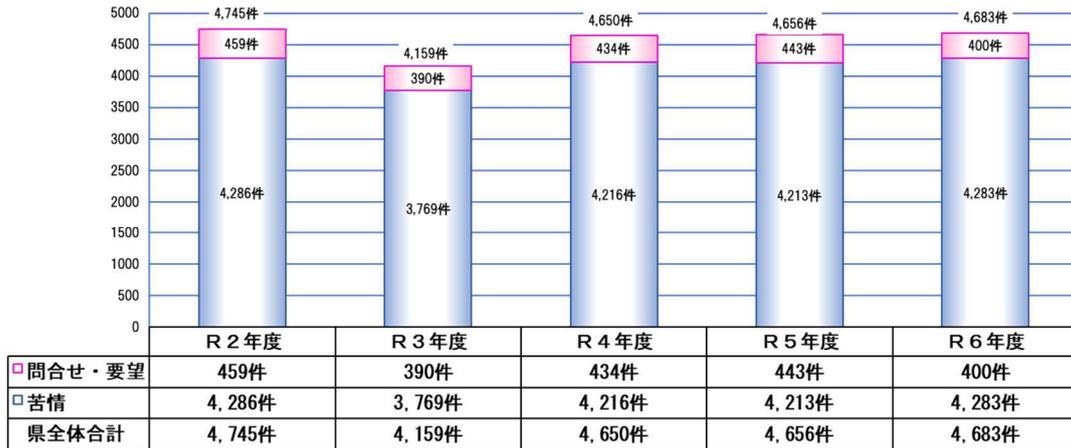
IV. 奈良県消費生活センターにおける消費生活相談の概要(令和6年度)

1. 相談件数

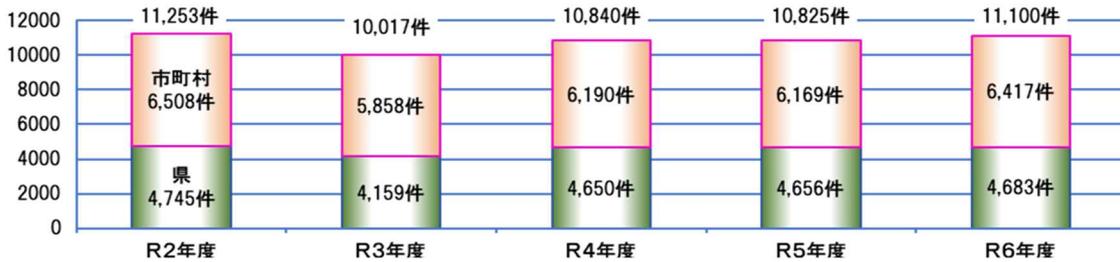
令和6年度に県が受け付けた消費生活相談の件数は4,683件(奈良県消費生活センター3,387件、同中南和相談所1,296件)でした。

相談種別の内訳としては、4,683件の全相談のうち、苦情の件数が4,283件で、問合せ・要望件数が400件となっています。(図1)

図1 相談件数の年度推移



参考 県内消費生活相談窓口における年度別相談件数



2. 契約当事者年代別相談件数の傾向

年代別では、70歳以上が25.4%と最も高くなっています。前年度に比べ、60歳代(+2.6%)、70歳以上(+2.4%)が共に高くなっており、全体的に「化粧品」や「健康食品」に関する相談が増加しています。(表1)

また、30歳代(+1.7%)も増加しており、「融資サービス」(ローンやサラ金)に関する相談が増えています。

表1 契約当事者年代別相談件数の年度推移

	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数(件)	割合(%)								
20歳未満	116	2.4	94	2.3	106	2.3	86	1.8	90	1.9
20歳代	308	6.5	271	6.5	278	6.0	270	5.8	275	5.9
30歳代	355	7.5	292	7.0	281	6.0	256	5.5	337	7.2
40歳代	574	12.1	408	9.8	461	9.9	425	9.1	411	8.8
50歳代	707	14.9	582	14.0	631	13.6	706	15.2	638	13.6
60歳代	713	15.0	585	14.1	693	14.9	655	14.1	783	16.7
70歳以上	1,077	22.7	927	22.3	988	21.2	1,073	23.0	1,191	25.4
不明・その他	895	18.9	1,000	24.0	1,212	26.1	1,185	25.5	958	20.5
全件数	4,745	-	4,159	-	4,650	-	4,656	-	4,683	-

3. 商品・役務分類別件数

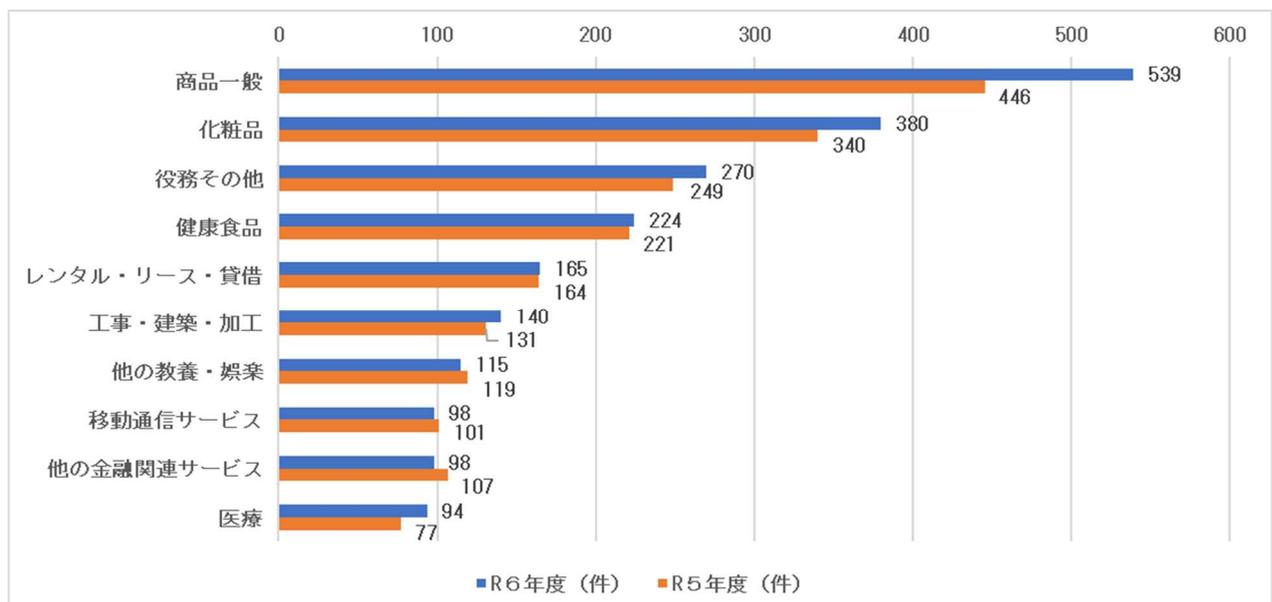
商品・役務等別の相談件数をみると、「商品一般」が1位で、「自分宛てに身に覚えのない荷物が届いた」という相談や、通販サイトなどをかたった迷惑メール、覚えのない未納料金を請求する不審な電話に関する相談が多く寄せられています。2位の「化粧品」、4位の「健康食品」では、SNSやインターネット上の広告をきっかけとした定期購入契約に関する相談が目立ちます。3位の「役務その他」では、サポート詐欺の相談やインターネット検索で見つけたロードサービスや住宅で突然発生するトラブルに関する相談などが多くみられます。5位の「レンタル・リース・賃借」では、賃貸アパート・マンション退去時の原状回復トラブルについての相談が多く寄せられています。特に増加した10位の「医療」については、美容医療等に関する相談が前年度に比べて増加しています。

また、契約当事者年齢が30歳未満の若年者では、インターネットゲームやアダルト情報などの「娯楽等情報配信サービス」に関する相談が多く寄せられています。(表2)

※ 商品一般：架空請求に関する相談、不審な電話・メールの相談、商品券・プリペイドカード等の取り扱いに関する相談など

表2 商品・役務分類別件数（上位15位）

順位	商品・役務名	R6年度（件）	R5年度（件）	前年比（%）
1	商品一般	539	446	118.6
2	化粧品	380	340	110.9
3	役務その他	270	249	107.2
4	健康食品	224	221	100.0
5	レンタル・リース・賃借	165	164	97.0
6	工事・建築・加工	140	131	106.1
7	他の教養・娯楽	115	119	93.3
8	移動通信サービス	98	101	97.0
9	他の金融関連サービス	98	107	90.7
10	医療	94	77	120.8
11	インターネット通信サービス	91	84	107.1
12	修理・補修	85	100	83.0
13	娯楽等情報配信サービス	81	93	87.1
14	書籍・印刷物	77	104	73.1
15	自動車	76	123	61.8



4. 販売購入形態別の傾向

販売購入形態別では、「通信販売」の割合が最も多く、令和6年度に占める割合は39.2%となっています。

「通信販売」の商品別では、「化粧品」「健康食品」が多く、「インターネット通販」によるものが大半を占めています。

また、「訪問販売」では「新聞契約」や「暮らしのレスキューサービス」に関する相談が多く寄せられています。

(表3)

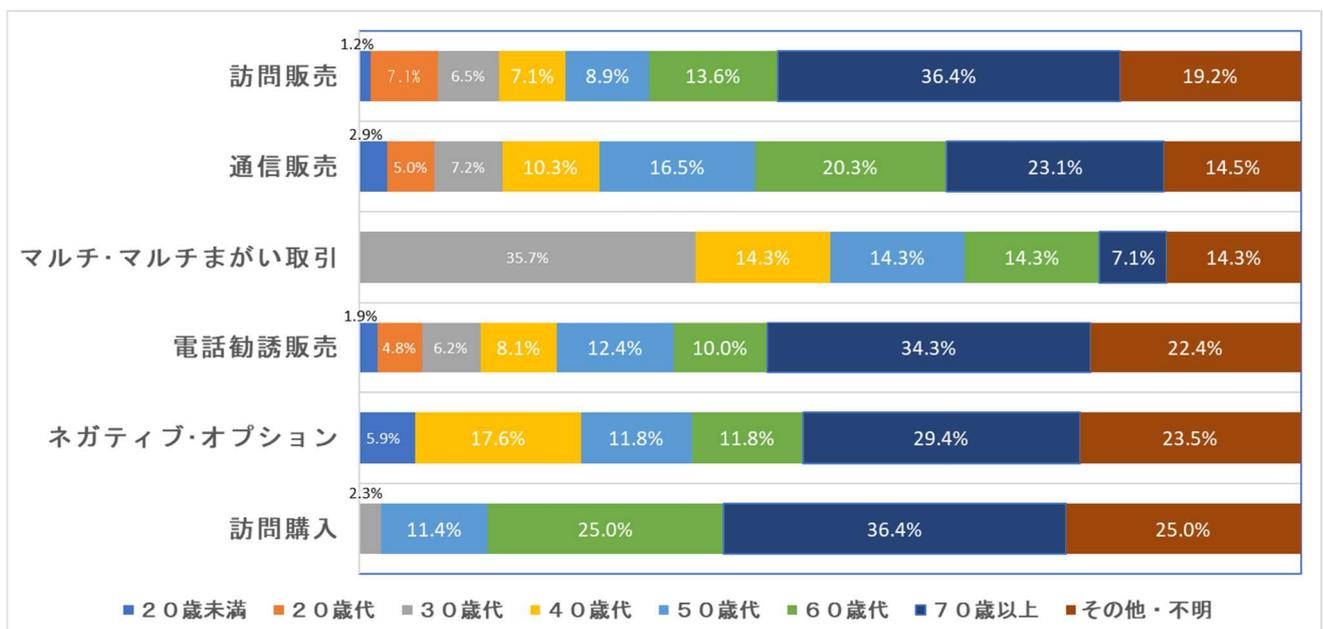
契約当事者を年代別でみると、「訪問販売」「訪問購入」「電話勧誘販売」「ネガティブオプション」「通信販売」で70歳以上の割合が高く、「訪問販売」「訪問購入」では36.4%を占めています。「マルチ取引」では30歳代の割合が最も高く、35.7%を占めています。(図2)

表3 販売購入形態別件数

(件)

	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数(件)	割合(%)								
店舗販売	944	19.9	774	18.6	848	18.2	749	16.1	770	16.4
無店舗販売	2,563	54.0	2,265	54.5	2,495	53.7	2,536	54.5	2,474	52.8
訪問販売	287	6.0	344	8.3	288	6.2	305	6.6	338	7.2
通信販売	1,983	41.8	1,615	38.8	1,926	41.4	1,957	42.0	1,836	39.2
マルチ・マルチまがい	38	0.8	39	0.9	40	0.9	30	0.6	14	0.3
電話勧誘販売	191	4.0	200	4.8	184	4.0	182	3.9	210	4.5
ネガティブオプション	25	0.5	20	0.5	9	0.2	12	0.3	17	0.4
訪問購入	27	0.6	30	0.7	33	0.7	39	0.8	44	0.9
その他の無店舗	12	0.3	17	0.4	15	0.3	11	0.2	15	0.3
不明・無関係	1238	26.1	1120	26.9	1307	28.1	1371	29.4	1439	30.7
合計	4,745	-	4,159	-	4,650	-	4,656	-	4,683	-

図2 主な販売購入形態別に応じた契約当事者の年代別割合



5. 内容別相談件数

内容別では、「電子広告」「定期購入」「後払い決済」「個人情報」が増加しています。「電子広告」は、いわゆるインターネット広告のことで、相談内容では、「インターネットで水道工事 2,000 円～という広告を見て依頼したが、当日実際には 10 万円を請求された。」といった相談が増加しています。「定期購入」では、「お試しのつもりが、知らない間に定期購入の契約になっていたので解約したい。」といった相談が増加しています。「後払い決済」が増加しているのは、ネット通販の定期購入契約の支払い手段として、多く利用されていることが要因と考えられます。

また、「個人情報」に関する相談が増加しているのは、不審な電話がかかってきたり、フィッシングが疑われるメールが届いたという相談が多く寄せられたことによると考えられます。(表 4)

表 4 内容キーワード別相談件数 (上位 15 位)

順位	内容キーワード	R6年度 (件)	R5年度 (件)	前年度比 (%)
1	インターネット通販	1,424	1,463	97.3%
2	解約	1,221	1,226	99.6%
3	電子広告	791	664	119.1%
4	契約書・書面	760	708	107.3%
5	返金	607	669	90.7%
6	高価格・料金	593	523	113.4%
7	定期購入	564	472	119.5%
8	連絡不能	512	492	104.1%
9	返品	493	459	107.4%
10	クレジットカード	470	424	110.8%
11	後払い決済	446	290	153.8%
12	詐欺	412	380	108.4%
13	SNS	406	404	100.5%
14	個人情報	385	295	130.5%
15	アフターサービス	312	307	101.6%

6. 消費生活相談のトピックス

(1) 「定期購入」に関する相談

定期購入に関する相談は、年々増加しており、令和6年度も564件の相談が寄せられています。(図3)

内容では、「初回の格安な価格だけに目を奪われて、契約条件をよく確認せずに1回だけの注文と思い込んで、申し込みをしてしまっている」といったケースが多くを占めています。他にも「契約条件をチェックし、定期購入ではない契約であることを確認したうえで、申込み画面に入力をした際に、突然『お得なクーポン』との表示が出て、それを使用して申し込みをしたところ、別の画面に移行し、気づかないまま、継続購入が条件の契約に変わってしまっていた」といった「アップセル」と呼ばれる手口の相談も増えています。更に、「申込み画面に入力途中で一旦保留にしていたら、相手業者から電話やメールで勧誘され契約してしまった。」というケースもあります。

年代別では60歳以上が占める割合が多く全体の60.8%を占めています。(図4)多くの高齢者がスマホを利用するようになり、70歳代、80歳代のネット通販利用者も増加しています。しかし、若い年代に比べてスマホの扱いに不慣れであるため、操作を間違えたり、ネット通販の経験も少ないため、確認すべきポイントを見落としているケースが多く見受けられます。更に、トラブルに遭っても直ぐに対処せず、自分なりの判断で放置してしまう傾向があり、トラブルに気付かなかつたケースが散見され、早期に消費者センターに繋いでもらえる見守りシステムの構築が望まれます。

図3 定期購入に関する相談件数の推移

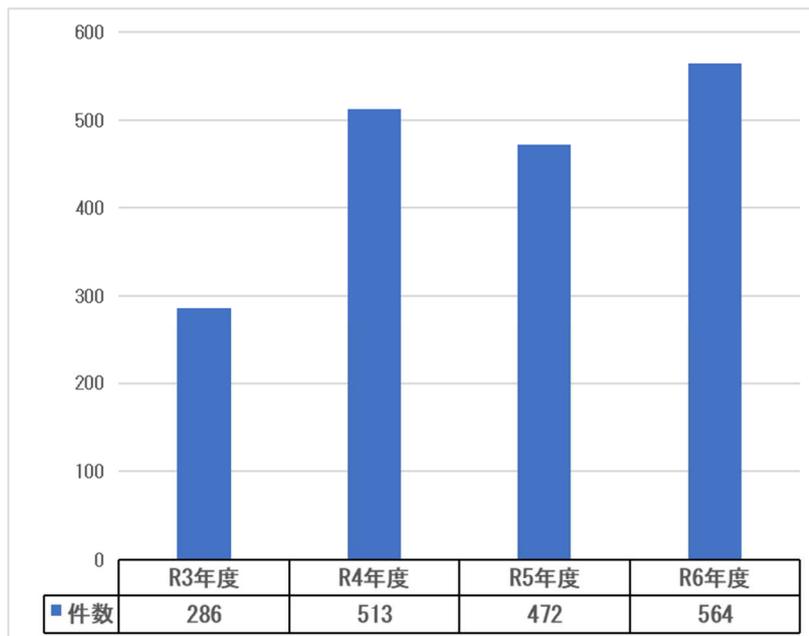
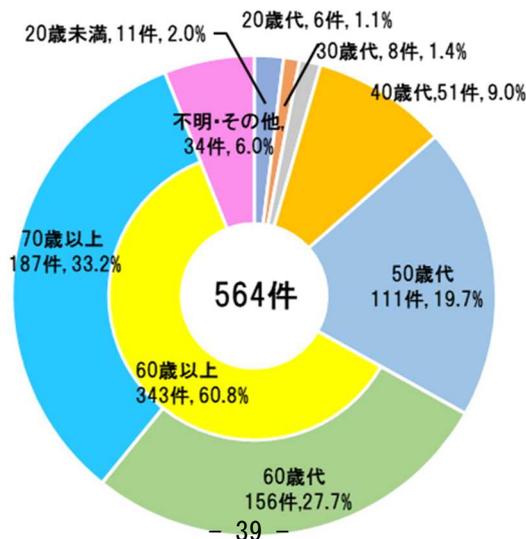


図4 定期購入に関する契約者の年代別内訳



(2) 「投資詐欺」の相談について

投資詐欺に関する相談では、「SNSの投資グループ内で誘われてFX取引を始めた。出金できず、さらに入金するように言われた。」といった投資話をきっかけにした、消費者トラブルが年齢を問わず依然として多く寄せられています。R6年度においては昨年度より減少しましたが74件の相談があり、歯止めがかかっていない状況です。

また、投資詐欺の内、「出会い系サイトやマッチングアプリで出会い、恋愛感情を持った相手から将来のため」と言われ、実態のわからない投資等の海外サイトを紹介され投資したが、出金できなくなった。」といった、いわゆるロマンス詐欺の相談も多数寄せられています。(図5、6)

投資詐欺の特徴は、年齢に関係なく、1件の被害額が大きいことが上げられます。

図5 投資詐欺に関する相談件数の推移

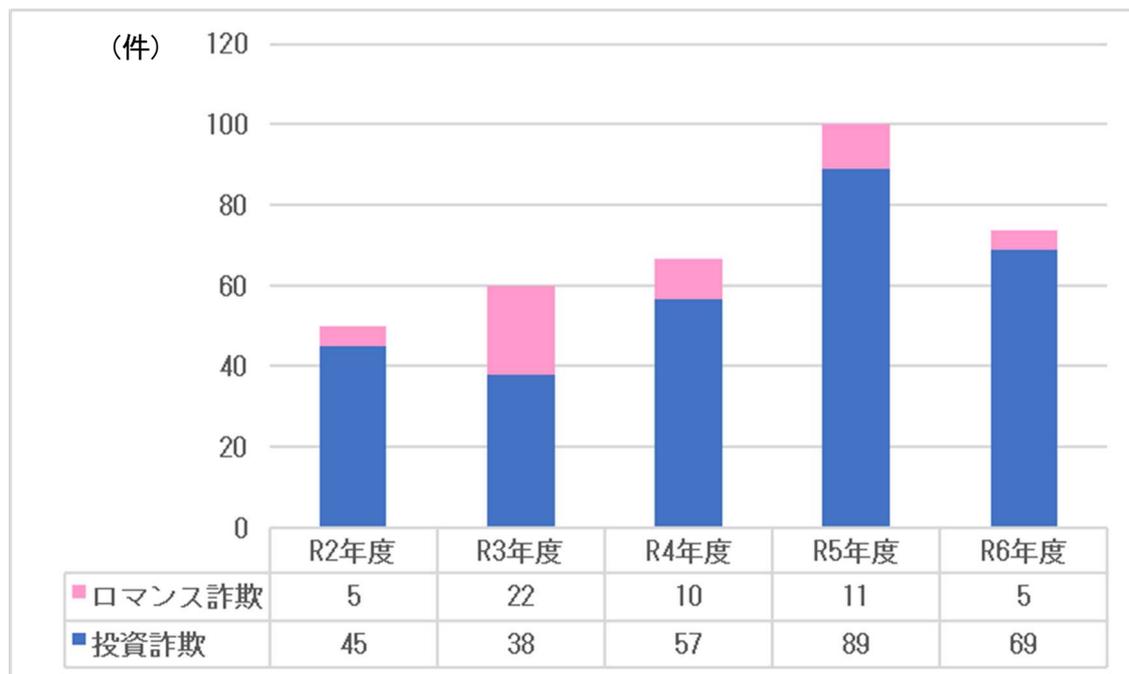
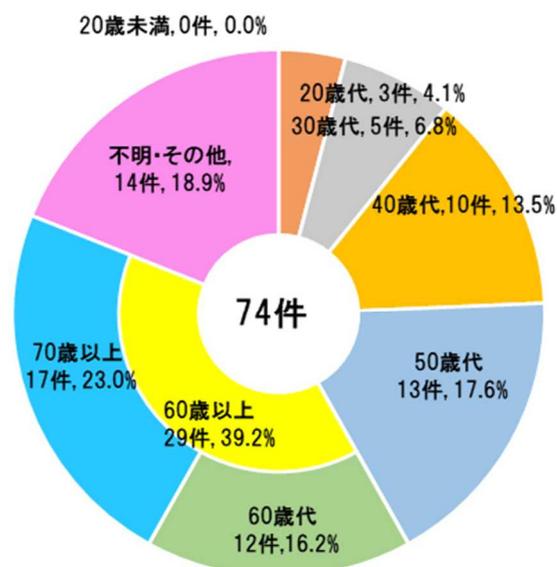


図6 投資詐欺関連の契約者の年代別内訳



(3) 「暮らしのレスキューサービス」の相談について

トイレの詰まりや水漏れ、鍵の紛失、害虫の発生など暮らしのトラブルが起きたときに、ネット検索で「2000円～」「見積り無料」「24時間対応」などと書かれたサイトやポスティングされたマグネット式広告を見て、来てもらったところ、高額な料金を請求されたといった、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」に関する相談が92件寄せられています。令和3年度から5年度にかけては減少していましたが、再び増加に転じました。(図7)

商品・役務別では「修理サービス」が59件で最も多く、「駆除サービス」が23件、「解錠サービス」が9件となっています(表5)

図7 「暮らしのレスキューサービス」に関する相談件数の推移

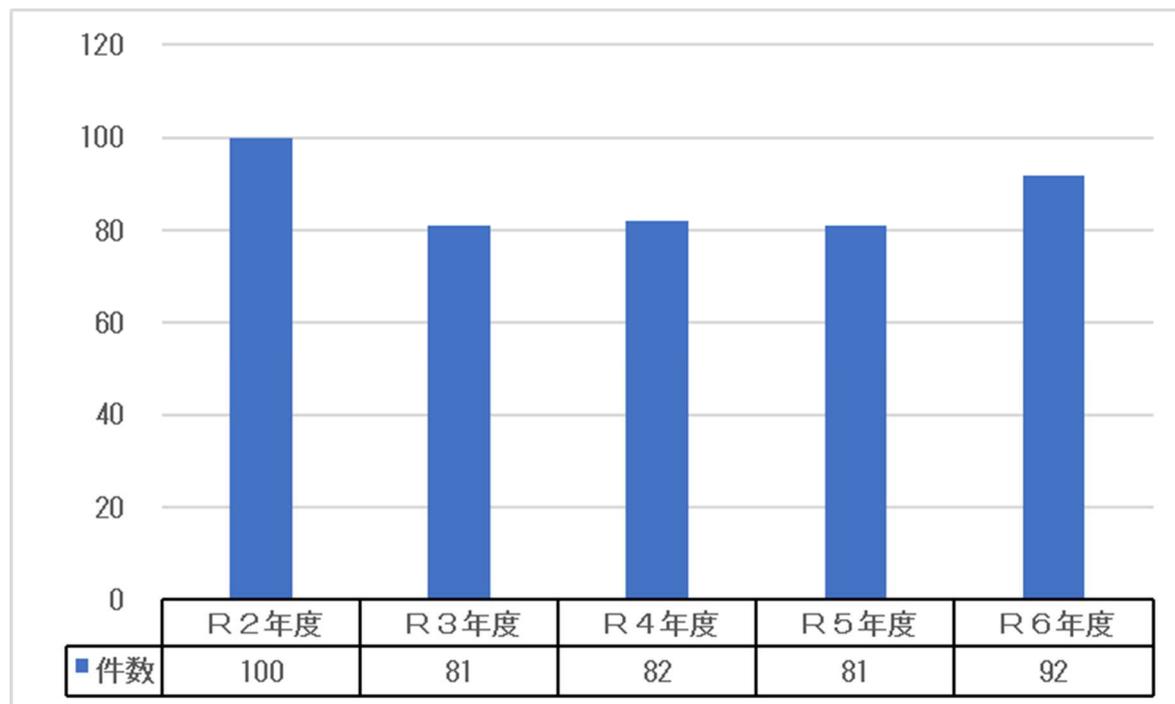


表5 「暮らしのレスキューサービス」の商品・役務別内訳

修理サービス	駆除サービス	解錠サービス	防災・防犯用品
59	23	9	1

7. 「あっせん」について

相談員の助言だけでは解決しない相談案件において、更にセンターの介入が必要なものについては、相談員が消費者の方と事業者との間に入って、解約や返金等を求める「あっせん」を行っています。

例えば、訪問販売により高額な契約をしてしまった場合に、クーリング・オフ期間を過ぎていても、事業者が虚偽の説明をして勧誘していた場合や、通常必要とする分量を超えた過量の商品を販売している場合等は、特定商取引法 や消費者契約法により、事業者に対して契約の取消しを求めることができます。また、事業者が訪問販売であることを認めず、クーリング・オフに応じない場合や、解約・返金を拒否するケースも少なくありません。

このような場合は、センターでは事業者の勧誘方法や契約が法的に問題がないかを分析し対応を求めることもあります。

令和6年度は、県消費生活センターでは「あっせん」を 653 件実施し、うち 609 件をあっせん解決しました。「あっせん」による返金や支払の免除額は約7千万円にものぼり、1件あたりの平均被害回復金額は約13万円です。令和5年度に比べて、あっせん件数及び解決件数が大幅に増加しているのは、「詐欺的定期購入商法」の案件が数多く寄せられたことが大きく、一方、被害金額が比較的少額であるため、被害回復金額は減少しています。

表7 あっせん件数と被害回復金額

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談件数	4,745	4,159	4,650	4,656	4,683
あっせん件数	290	285	494	524	653
解決件数	268	260	443	485	609
不調件数	22	25	51	39	44
被害回復金額（円）	78,385,946	57,487,638	78,467,359	116,159,459	72,676,033
平均被害回復金額（円）	274,076	186,044	160,464	235,140	132,138